誤植がございましたので、下記の通り約款本文を修正致しました。

# ① 文言(黄色ライン部)の削除

■修正前約款 P40

### ●日割計算時

	適用範囲	単価
第一段階料金	α´kwh まで	X
第二段階料金	α´kwh をこえ、 $β$ ´kwh まで	Y
第三段階料金	β´kwh をこえる	Z

α΄ α		使用期間の日数
	α ×	検針期間の日数
β΄	0 V	使用期間の日数
	$\beta$ ×	検針期間の日数
	٧	使用期間の日数
γ	γ ×	検針期間の日数

※小数第一位四捨五入

- ② 文言(黄色ライン部)の追記
- ■修正後約款 P39
  - 7. 日割計算の基本算式
    - (1) 日割計算の電気料金の基本算式は、次のとおりといたします。 なお、算定された電力量の単位は、1kwhとして、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
      - イ) 料金計算が従量料金のみ

# 電力使用量×従量単価

ロ) 基本料金の場合

(イ)基本料金

基本料金× 日割計算対象日数 検針期間の日数

(ロ)電力量料金

電力使用量×電力使用量別段階從量単価

# 電気供給約款[低圧]

平成28年 4月 1日 実施

サミットエナジー株式会社

# 目次

I.	<b>総則</b> 4
1.	適用 4
2.	供給約款の変更4
3.	定義 4
4.	単位および端数処理6
5.	実施細目 7
II.	契約 7
6.	需給契約 7
7.	業務用低圧需給契約の成立および契約期間8
8.	需要場所
9.	業務用低圧需給契約の単位9
10.	供給の開始9
11.	供給の単位9
12.	承諾の限界9
III.	契約種別および料金10
13.	契約種別 10
14.	従量電灯 10
15.	低圧電力
IV.	<b>料金の算定および支払い</b>
16.	料金の適用開始の時期15
17.	検針日15
18.	料金の算定期間16
19.	使用電力量の計量16
20.	料金の算定
21.	日割計算
22.	料金の支払義務および支払期日19
23.	料金その他の支払方法19
24.	延滞利息 20
25.	保証金 21
V. 偵	5月および供給
26.	適正契約の保持22
27.	力率の保持 22
28.	需要場所への立入りによる業務の実施22
29.	電気の使用にともなうお客さまの協力23

30	). 供給の停止 23
31	. 供給停止の解除24
32	2. 違約金 24
33	3. 供給の中止または使用の制限もしくは中止24
34	l. 制限または中止の料金割引29
35	5. 損害賠償の免責29
36	8. 設備の賠償 20
VI.	契約の変更および終了 20
37	7. 需給契約の変更 20
38	3. 業務用低圧需給契約の名義変更20
39	9. 業務用低圧需給契約の廃止20
40	). 業務用低圧需給開始後の需給契約の廃止・変更にともなう料金および工事費の精
算	
41	. 業務用低圧需給契約の解除・解約27
42	2. 業務用低圧需給契約消滅後の債権債務関係28
VII.	保安 28
43	3. 調査に対するお客さまの協力28
44	l. 保安に対するお客さまの協力29
VIII	. その他
45	5. 工事費等の負担29
46	6. 反社会的勢力の排除30
47	7. 不可抗力 30
48	3. 管轄裁判所 3:
49	9. 消費税法改正の場合の取り扱い31
50	). お客さまに係る情報の取り扱い3
51	. クーリング・オフ 33
別表	33
1.	再生可能エネルギー発電促進賦課金33
2.	燃料費調整 34
3.	契約負荷設備の総容量の算定
4.	加重平均力率の算定37
5.	契約容量および契約電力の算定方法37
6.	使用電力量の協定38
7	日割計管の其木管式 30

# I. 総則

#### 1. 適用

- (1) 本電気供給約款(以下「この供給約款」といいます。)は当社が、一般送配電事業者と締結した接続供給契約に基づき、当社と直接電気需給契約を締結したお客さまに対して、または、当社の取次業者との間で電気需給契約を締結したお客さまに対して、電気を供給するときの条件を定めたものです。
- (2) この供給約款は、当社による託送供給が、当社と一般配送電事業者との間で締結する託送供給等約款における需要家にかかる事項の遵守をお客さまが承諾していることを前提として行われるという点において、一般送配電事業者の定める託送供給等約款に準じます。
- (3) 当社は、直接個人のお客さまとは電気需給契約を締結しておりません。
- (4) この供給約款は当社の供給区域である次の地域に適用いたします。 北海道電力株式会社、東北電力株式会社、東京電力株式会社、中部電力株式会社、 関西電力株式会社、中国電力株式会社、九州電力株式会社の各供給区域
- (5) この供給約款は、平成28年4月1日より実施致します。

# 2. 供給約款の変更

- (1) 当該一般送配電事業者の定める託送供給等約款が改定された場合、法令・条例・規則等の改正により本約款の変更の必要が生じた場合、その他、当社が必要と判断した場合には、当社は、本約款を変更することがあります。この場合は、本約款に定める電気料金、その他の供給条件等は、変更後の電気供給約款によります。なお、当社は、本約款を変更する際には、当社ホームページに掲載する等の方法によりお知らせいたします。
- (2) 消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率に基づき、この供給条件および電気需給契約に定める電気料金を変更いたします。この場合、契約期間中であっても、電気料金、その他の供給条件は、変更後の電気供給約款および電気料金によります。

## 3. 定義

次の言葉は、この供給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 一般送配電事業者

経済産業大臣の認可を受け、自らが維持し運用する送電用および配電用の電気工作物により、その供給区域において託送供給を行う事業者をいいます。

(2) 小売電気事業者

経済産業大臣の登録を受け、電力の小売供給を行う事業者をいいます。お客様へ提

供する電力の調達および電力の販売を行います。

#### (3) 託送供給

小売電気事業者が調達した電力を、一般送配電事業者が維持し、運用する送電用および配電用の電気工作物により、お客さまの需給地点まで送電することをいいます。

### (4) 託送供給等約款

接続供給契約の内容を規定する一般送配電事業者の約款で、電気事業法第 18 条第 1 項にもとづき経済産業大臣より認可を受けたものをいいます。

### (5) 需給地点

当社が、お客さまに電気の供給をするために一般送配電事業者が行う接続供給に係る電気の供給を受ける地点をいいます。

#### (6) 電気工作物

電気を供給するための設備・受電設備・屋内配線・電気使用設備等の総称をいいます。

## (7) 低圧

標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。

#### (8) 高圧

標準電圧 6,000 ボルトをいいます。

#### (9) 電灯

白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器(付属装置を含みます。)をいいます。

#### (10)小型機器

主として、住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

### (11)動力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

### (12)契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

#### (13)契約主開閉器

契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断 し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

# (14)契約電流

契約上使用できる最大電流(アンペア)をいい、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。

### (15)契約容量

契約上使用できる最大容量(キロボルトアンペア)をいいます。

## (16)契約電力

契約上使用できる最大電力(キロワット)をいいます。

(17)夏季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(18) その他季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(19) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。)第 16 条第 1 項に定める賦課金をいいます。

(20)貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(21) 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。)をいいます。

## (22)供給地点特定番号

需要場所において 1 つ付与される番号であって、一般送配電事業者または当社が設備情報および使用量情報の閲覧または取得にあたり、対象供給地点を特定するための識別番号をいいます。

(23)接続供給契約

当社がお客さまに電気の供給を行うために必要となる、当社が一般送配電事業者から受ける電気の供給に係る契約をいいます。

## 4. 単位および端数処理

この供給約款において、料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1 ワットまたは1 ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 契約容量の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四 捨五入いたします。

- (3) 契約電力の単位は、1 キロワットとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。ただし、低圧電力については、15 (低圧電力)(4)を適用した場合に算定された値が 0.5 キロワット以下となるときは、契約電力を 0.5 キロワットといたします。
- (4) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五 入いたします。
- (5) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (6) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

#### 5. 実施細目

この供給約款の実施上必要な細目的事項は、この供給約款の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社(取次業者がいる場合は、取次業者)との協議によって定めます。なお、当社または一般送配電事業者が、託送供給等約款の実施上、お客さまとの協議が必要であると判断した場合、お客さまと一般送配電事業者との間で協議を行っていただくものといたします。

# II. 契約

#### 6. 需給契約

- (1) お客さまが業務用低圧電力について、当社との間で直接新たに電気の需給契約(以下「業務用低圧需給契約」といいます。)を希望される場合は、あらかじめこの供給約款を承認のうえ、次の事項を明らかにして、需給契約を締結して頂きます。 契約種別、供給電気方式、需給地点、需要場所、供給電圧、契約負荷設備、契約主開閉器、契約電流、契約容量、契約電力、発電設備、業種、用途、使用開始希望日、使用期間、供給地点番号および料金の支払方法
- (2) お客さまが業務用低圧以外の電気需給契約の締結を希望される場合には、取次業者 との間で需給契約を締結していただきます。また、業務用低圧の電気需給契約をご 希望される場合でも、取次業者がいる場合は取次業者との間で需給契約を締結して いただきます。
- (3) 契約負荷設備、契約電流、契約容量および契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降 1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。
- (4) 供給設備の工事を要する場合は、原則として、当社から一般送配電事業者の供給設

備状況等について照会をいたしますが、用地事情等により供給開始までに長期間を 要することがあることをご了承ください。

(5) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源 装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために 必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設 備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

# 7. 業務用低圧需給契約の成立および契約期間

- (1) 業務用低圧需給契約は、契約書を締結したときに成立いたします。
- (2) 契約期間は、次によります。
  - イ) 契約期間は、お客さまとの業務用低圧需給契約で規程された開始日から 1 年間と いたします。
  - ロ)契約期間満了に先立ち、お客さまより業務用低圧需給契約の終了または変更の申し出がない場合は、業務用低圧需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

#### 8. 需要場所

- (1) 当社は、原則として、1 構内をなすものは1 構内を1 需要場所とし、これによりがたい場合には、(2)および(3)によります。なお、1 構内をなすものとは、さく、へい等によって区切られ、公衆が自由に出入りできない区域であって、原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。
- (2) 当社は、1 建物をなすものは1 建物を1 需要場所とし、これによりがたい場合には、(3)によります。なお、1 建物をなすものとは、独立した1 建物をいいます。ただし、複数の建物であっても、それぞれが地上または地下において連結され、かつ、各建物の所有者および使用者が同一のとき等建物としての一体性を有していると認められる場合は、1 建物をなすものとみなします。また、看板灯、庭園灯、門灯等建物に付属した屋外電灯は、建物と同一の需要場所といたします。
- (3) 構内または建物の特殊な場合には、次によります。

#### イ) 居住用の建物の場合

- 1 建物に会計主体の異なる部分がある場合で、次のいずれにも該当するときは、 各部分をそれぞれ 1 需要場所とすることができます。この場合には、共用する部 分を原則として 1 需要場所といたします。
- (イ)各部分の間が固定的な隔壁または扉で明確に区分されていること。
- (ロ)各部分の屋内配線設備が相互に分離して施設されていること。
- (ハ)各部分が世帯単位の居住に必要な機能(炊事のための設備等)を有すること。
- ロ) 居住用以外の建物の場合

1 建物に会計主体の異なる部分がある場合で、各部分の間が固定的な隔壁で明確に 区分され、かつ、共用する部分がないときまたは各部分の所有者が異なるときは、 各部分をそれぞれ 1 需要場所とすることができます。この場合には、共用する部 分を原則として 1 需要場所といたします。

ハ) 居住用部分と居住用以外の部分からなる建物の場合

1建物に居住用部分と居住用以外の部分がある場合は、口に準ずるものといたします。ただし、アパートと店舗からなる建物等居住用部分と居住用以外の部分の間が固定的な隔壁で明確に区分されている建物の場合は、居住用部分に限りイに準ずるものといたします。

# ニ) その他

構内に属さず、かつ、建物から独立して施設される街路灯等の場合は、施設場所 を1需要場所とすることができます。

#### 9. 業務用低圧需給契約の単位

当社は、1 需要場所について 1 契約種別を適用して、1 業務用低圧需給契約を結びます。 ただし、13(契約種別)に定める電灯需要と電力需要とをあわせて契約する場合を除きます。

#### 10. 供給の開始

- (1) 当社は、直接当社とお客さまとの間で、または取次業者とお客さまとの間で需給契約が成立したときには、需給契約に則り需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、需給開始予定日より電気を供給いたします。
- (2) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、 その理由をお知らせし、あらためて直接または取次業者を通じてお客さまと協議の うえ、需給開始日を定めることといたします。

### 11. 供給の単位

当社は、次の場合を除き、1 需給契約につき、1 供給電気方式、1 引込みおよび 1 計量を もって電気を供給いたします。

- (1) 共同引込線(2以上の需給契約に対して1引込みにより電気を供給するための引込線をいいます。)による引込みで電気を供給する場合
- (2) その他技術上、経済上やむをえない場合

# 12. 承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、料金の支払状況 (既に消滅している ものを含む、他の需給契約の料金を支払期日が経過してなお支払われない場合を含みます。) その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りする ことがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。

# III. 契約種別および料金

#### 13. 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。需要区分契約種別定額電灯

需要区分	契約種別	
		A
電灯需要	従量電灯	В
		С
電力需要	低圧電力	

### 14. 従量電灯

### (1) 従量電灯A

#### イ) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、使用する最大電流(交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。)が 5 アンペア以下であること。

ロ) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。

#### ハ) 契約電流

- (イ)契約電流は、5アンペアといたします。
- (ロ)当社は、契約電流に応じた電流制限器または電流を制限する計量器を取り付けられていることを前提といたします。

#### 二)料金

料金は、電力量料金および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が別表 2 (燃料費調整) (1)ロ(イ)の場合は、別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が別表 2 (燃料費調整) (1)ロ(ロ)の場合は、別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

#### (2) 従量電灯 B

### イ) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ)契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。
- (ロ)1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計(この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から当社または一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者によりお客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

# ロ) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流 単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

# ハ) 契約電流

- (イ)契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- (ロ)契約電流に応じた電流制限器または電流を制限する計量器が取り付けられていることを前提といたします。

# 二)料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が別表 2 (燃料費調整) (1)ロ(イ)の場合は、別表 2 (燃料費調整) (1)によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が別表 2 (燃料費調整) (1)ロ(ロ)の場合は、別表 2 (燃料費調整) (1)コによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

#### (3) 従量電灯 C

### イ) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いた します。

- (イ)契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。
- (ロ)1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から当社または一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

## ロ) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

### ハ) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

#### 二) 契約容量

(イ)契約容量は、契約負荷設備の総容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、契約負荷設備ごとに各一般送配電事業者の託送供給等約款に定める負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。)に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表3(契約負荷設備の総容量の算定)によって総容量を定めます。

最初の6キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント
次の30キロボルトアンペアにつき	75 パーセント
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント

(ロ)お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、 契約容量は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 5 (契約容量および契約電力の算定方法)により算定された値といたします。こ の場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、一般送配電 事業者により、契約主開閉器が制限できる電流を確認することがあります。

#### ホ)料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が別表 2 (燃料費調整) (1)ロ(イ)の場合は、別表 2 (燃料費調整) (1)コによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が別表 2 (燃料費調整) (1)ロ(ロ)の場合は、別表 2 (燃料費調整) (1)コによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

#### 15. 低圧電力

# (1) 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- イ)契約電力が原則として50キロワット未満であること。
- ロ) 1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流(この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。)または契約容量(この場合、 1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。)と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。ただし、1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、当社へ(取次業者がいる場合は取次業者を通じて)お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から当社または一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの契約電流または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者が、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

# (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数50~ルツまたは60~ルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200

ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

#### (4) 契約電力

イ)契約電力は、契約負荷設備の各入力(出力で表示されている場合等は、各一般 送配電事業者の託送供給等約款に定める負荷設備の入力換算容量によって換算 するものといたします。)についてそれぞれ次の(イ)の係数を乗じてえた値の合 計に(ロ)の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電 気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される 最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していた だき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなしま す。この場合、その容量は別表 5 (契約容量および契約電力の算定方法)に準じ て算定し、(ロ)の係数を乗じないものといたします。

# (イ)契約負荷設備のうち

見七の1七	最初の2台の入力につき	100パーセント
最大の入力のものから	次の2台の入力につき	95 パーセント
() 8 () () ()	上記以外のものの入力につき	90 パーセント

# (ロ)(イ)によってえた値の合計のうち

最初の6キロワットにつき	100 パーセント
次の 14 キロワットにつき	90 パーセント
次の30キロワットにつき	80 パーセント
50 キロワットをこえる部分につき	70 パーセント

ロ) お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを当社へ(取次業者がいる場合は、取次業者を通じて)希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 5 (契約容量および契約電力の算定方法) により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

## (5) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。 ただし、基本料金は、イによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引 または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が別表 2 (燃料費調整) (1)ロ(イ)の場合は、別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が別表 2 (燃料費調整) (1)ロ(ロ)の場合は、別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

## イ) 低圧電力における力率割引および割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表 4 (加重平均力率の算定)により加重平均してえた値が、85 パーセントを上回る場合((4)口により契約電力を定める場合を含みます。)は、基本料金を 5 パーセント割引し、85 パーセントを下回る場合は、基本料金を 5 パーセント割増しいたします。この場合、電気機器の力率は、各一般送配電事業者の託送供給等約款に定める進相用コンデンサ取付容量基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けてあるものについては 90 パーセント、取り付けてないものについては 80 パーセント、電熱器については 100 パーセントといたします。また、まったく電気を使用しないその 1 月の力率は、85 パーセントとみなします。なお、力率情報が照会できない場合は、力率割引および力率割増しは対象外といたします。

# IV. 料金の算定および支払い

# 16. 料金の適用開始の時期

料金は、需給開始日から適用いたします。

### 17. 検針日

検針日は、各月ごとに一般送配電事業者が定める日に原則として実施されます。なお、 次により、託送供給等約款に従い実際に検針を行なった日、または検針を行なったものと される日を検針日といたします。

- (1) 検針は、需給地点ごとに当社が直接(取次業者がいる場合は、取次業者を通じて)あらかじめお知らせした日(一般送配電事業者が需給地点の属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。) に、一般送配電事業者が各月ごとに行ないます。
- (2) お客さまが不在等のため検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行なったものといたします。

- (3) 一般送配電事業者は、やむをえない事情のある場合には、(1)にかかわらず、当社が 直接(取次業者がいる場合は、取次業者を通じて)あらかじめお知らせした日以外の 日に検針を行なうことがあります。
- (4) 一般送配電事業者は、次の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行なわないことがあります。なお、当社(取次業者がいる場合は、取次業者)は、ロの場合は、非常変災等の場合を除き、直接(取次業者がいる場合は、取次業者を通じて)あらかじめお客さまの承諾をえるものといたします。
  - イ)供給開始日からその直後の需給地点の属する検針区域の検針日までの期間が短い 場合
  - ロ) その他特別の事情がある場合
- (5) (3) の場合で、検針を行なったときは、当社が直接(取次業者がいる場合は、取次業者を通じて) あらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。
- (6) (4) イの場合で、検針を行なわなかったときは、供給開始の直後の需給地点の属する 検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。
- (7) (4) ロの場合で、検針を行なわなかったときは、検針を行なわない月については、当 社が直接(取次業者がいる場合は、取次業者を通じて)あらかじめお知らせした日に 検針を行なったものといたします。

## 18. 料金の算定期間

料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間(以下「検針期間」といいます。)といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。

#### 19. 使用電力量の計量

- (1) 使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、料金の算定期間における使用電力量は、次の場合ならびに(5)および(6)の場合を除き、検針日における電力量計の読み(需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における電力量計の読みといたします。)と前回の検針日における電力量計の読み(電気の供給を開始した場合は、原則として開始日における電力量計の読みといたします。)の差引きにより算定(乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。)いたします。
  - イ) 17 (検針日) (2) の場合の使用電力量は、前回の検針の結果によるものとし、次回の検針の結果の1月平均値(月数による平均値といたします。) によって精算いたします。ただし、20 (料金の算定) (1) イまたは口に該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

- ロ) 17 (検針日) (5) の場合の使用電力量は、計量値を確認するときを除き、原則として、前回の検針日から検針日の前日までの期間の日数を前回の検針日から実際に検針を行なった日の前日までの期間の日数で除してえた値に検針の結果を乗じてえた値といたします。ただし、20 (料金の算定) (1) イまたは口に該当する場合は、検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値を料金の算定期間の使用電力量といたします。
- ハ) 17 (検針日) (6) の場合、計量値を確認するときを除き、需給開始の日から次回の 検針日の前日までの使用電力量を需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前 日までの期間および需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までの期間 の日数の比であん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といた します。ただし、20 (料金の算定) (1) イまたは口に該当する場合は、次回の検針 の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流、契約容量または契約電 力を乗じた値の比率によりあん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用 電力量といたします。
- 二) 17 (検針日) (7) の場合の使用電力量は、原則として、前回の検針の結果の1月平均値によるものとし、次回の検針の結果の1月平均値によって精算いたします。ただし、20 (料金の算定) (1) イまたは口に該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。
- (2) 計量器の読みは、次によります。
  - イ) 指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし、指針が目盛りの中間を 示す場合は、その値が小さい目盛りによるものといたします。
  - ロ) 乗率を有しない場合は、整数位までといたします。ただし、記録型計量器により 計量する場合は、最小位までといたします。
  - ハ) 乗率を有する場合は、最小位までといたします。
- (3) 使用電力量は、供給電圧と同位の電圧で計量いたします。
- (4) 当社は受領した検針の結果をお客さまのご要望に応じすみやかに当社が直接(取次業者がいる場合は、取次業者を通じて)お客さまにお知らせいたします。
- (5) 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量は、(6)の場合を除き、取付けおよび取外しした電力量計ごとに(1)に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。
- (6) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、別表 6 (使用電力量の協定) を基準として、一般送配電事業者との協議に基づき決定された使用電力量の値について、当社が直接(取次業者がいる場合は、取次業者を通じて)お客さまへお知らせいたします。

- (7) 従量制供給のお客さまについて、検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は、別表 6 (使用電力量の協定)を基準として、一般送配電事業者との協議に基づき決定された使用電力量の値について、当社が直接(取次業者がいる場合は、取次業者を通じて)お客さまへお知らせいたします。
- (8) 記録型計量器により計量する場合は、記録型計量器に記録された電力量計の値の表示は行ないません。

#### 20. 料金の算定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
  - イ) 電気の供給を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、または需給契約が消滅 した場合
  - ロ)契約種別、契約負荷設備、契約電流、契約容量、契約電力、力率等を変更したことにより、料金に変更があった場合
- (2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。
- (3) 18 (料金の算定期間) の場合で検針期間の日数がその検針期間の始期に対応する検 針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るときにおい ても料金の算定期間は「1月」として算定いたします。

#### 21. 日割計算

- (1) 当社は、20 (料金の算定) (1)イ、ロの場合は、次により料金を算定いたします。
  - イ) 電気料金は、別表 7 (日割計算の基本算式) (1)イ、ロにより日割計算をいたします。
  - ロ) 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 7 (日割計算の基本算式) (1) ハにより算定いたします。
  - ハ) イおよび口によりがたい場合は、これに準じて算定いたします。
- (2) 20 (料金の算定) (1) イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、休止日、停止日および消滅日を除きます。また、20 (料金の算定) (1) ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。
- (3) 力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合の基本料金は、その前後の力率にもとづいて、別表 7 (日割計算の基本算式) (1)イ、ロにより日割計算をいたします。
- (4) 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じて当社が直接(取次業者がいる場合は、取次業者が)そのつど計量値の確認をいたします。

#### 22. 料金の支払義務および支払期日

- (1) お客さまの料金の支払義務は、次の日に発生いたします。
  - イ)支払義務の発生日は、検針日といたします。ただし、17 (検針日)(5)の場合の料金については実際に検針を行なった日とし、19 (検針日)(6)の場合の料金または19 (使用電力量の計量)(1)イもしくは二により精算する場合の精算額については次回の検針日とし、また、19 (使用電力量の計量)(6)の場合は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。なお、19 (使用電力量の計量)(7)の場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針日または契約使用開始日およびその各月の応当日といたします。
  - ロ) 需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、特別の事情があって 需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。
- (2) お客さまの料金は、支払期日までに支払っていただきます。
- (3) 支払期日は、次の場合を除き、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。
  - イ) 一般送配電事業者が検針の基準となる日に先だって実際に検針を行なった場合または検針を行なったものとされる場合の支払期日は、検針の基準となる日の翌日から起算して30日目といたします。
  - ロ) お客さまと当社との協議によって当社が継続して他の需要場所の料金と一括して 請求することとした場合の支払期日は、一括して請求する料金のうち、その月で 最後に支払義務が発生する料金の支払義務発生日の翌日から起算して30日目とい たします。
- (4) 支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日(以下「休日」といいます。)に該当する場合には、当社は、支払期日を翌日に延伸いたします。 また、延伸した日が日曜日または休日に該当する場合は、さらに1日延伸いたします。 す。

### 23. 料金その他の支払方法

- (1) 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は、次によります。
  - イ) お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を 希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただ きます
  - ロ) お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる 場合には、当社が指定した様式によっていただきます。
- (2) お客さまが料金を(1)イ、ロにより支払われる場合は、次のときに当社に対する支払

いがなされたものといたします。

- イ)(1)イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。
- ロ)(1)ロにより支払われる場合は、料金がその金融機関等に払い込まれたとき。
- (3) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にも とづく債権回収会社(以下「債権回収会社」といいます。)が指定した金融機関等を 通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていた だくことがあります。この場合、(2)にかかわらず、債権回収会社が指定した金融機 関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。
- (4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。
- (5) 17 (検針日) (6) の場合、需給開始日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は、需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。
- (6) 料金については、当社は、当社に特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの 承諾をえたときには、(1)にかかわらず、当社の指定する支払期ごとに支払っていた だくことがあります。
- (7) 料金については、当社は、お客さまが希望される場合には、あらかじめ前受金をお 預かりすることがあります。また、当社は、前受金について利息を付しません。な お、前払金は、原則として予想月額料金の3月分に相当する金額をこえないものと し、使用開始後の料金に順次充当いたします。この場合、充当後の残額はお返しい たします。また、当社は前払金について利息を付しません。

#### 24. 延滞利息

- (1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、料金を23(料金その他の支払方法)(1)イにより支払われる場合で当社の都合により料金が支払期日を経過してお客さまが指定する口座から引き落とされたとき、または料金を支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合は、この限りではありません。
- (2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額(消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。)から次の算式により算定された金額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年10パーセントの割合(閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。)を乗じて算定してえた金額といたします。なお、消費税等相当額および次の算式により算定された金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

# 再生可能エネルギー発電促進賦課金 × <u>8</u>

(3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

### 25. 保証金

- (1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始もしくは再開に 先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の 3 月分に相当する金額を こえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。
  - イ) 支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合
  - ロ)新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、次のいずれかに該 当するとき。
    - (イ)他の需給契約(既に消滅しているものを含みます。)の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合
    - (ロ)支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合
- (2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。
- (3) 当社は、保証金の預かり期間を2年以内で設定いたします。なお、(4)により保証金を預けていただく場合は、そのときからあらためて2年以内の預かり期間を設定いたします。
- (4) 当社は、需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を 支払われなかった場合には、保証金およびその利息をお客さまの支払額に充当する ことがあります。この場合、保証金の利息をもって充当し、なお充当すべき金額が あるときは、保証金より充当し、その残額をお返しいたします。また、当社は、あ らためて(1)によって算定した保証金を預けていただくことがあります。
- (5) 当社は、次により、保証金に利息を付します。
  - イ) 利息は、年0.2 パーセントの単利とし、円未満の端数は切り捨てます。
  - ロ)利息を付す期間は、預かり日からお返しする日の前日または充当日の前日までの 期間といたします。ただし、当社があらかじめお知らせした予定日にお客さまの 都合によって保証金をお返しできなかった場合は、その期間は利息を付す期間か ら除きます。
- (6) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には、保証金に利息を付してお返しいたします。

# V. 使用および供給

#### 26. 適正契約の保持

当社は、一般送配電事業者から接続供給契約が電気の使用状態に比べて不適当であるとして、接続供給契約を適正なものに変更することを求められた場合等、当社(取次業者がいる場合には、取次業者)とお客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、すみやかにお客さまとの当該契約を適正なものに変更させていただくものとします。

#### 27. 力率の保持

- (1) 需要場所の負荷の力率は、原則として、電灯契約のお客さまについては90パーセント以上、その他のお客さまについては85パーセント以上に保持していただきます。
- (2) お客さまが進相用コンデンサを取り付ける場合は、それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし、やむをえない事情によって、2以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は、進相用コンデンサの開放により、軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。なお、進相用コンデンサは、各一般送配電事業者の託送供給等約款に定める進相用コンデンサ取付容量基準に基づき取り付けていただきます。

#### 28. 需要場所への立入りによる業務の実施

当社(取次業者がいる場合は取次業者)が必要と認めた場合、または一般送配電事業者から要請があった場合、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 需給地点に至るまでの一般送配電事業者の供給設備または計量器等需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物の設計、施工(取付けおよび取外しを含みます。)、改修または検査
- (2) 44 (保安に対するお客さまの協力) によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務
- (3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- (4) 計量器の検針または計量値の確認
- (5) 30 (供給の停止)、39 (業務用低圧需給契約の廃止) (1)または 41 (業務用低圧需給

契約の解除・解約) により必要な処置

(6) その他この供給約款によって、需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務 または一般送配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

# 29. 電気の使用にともなうお客さまの協力

- (1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしく は妨害するおそれがある場合、または一般送配電事業者もしくは他の電気事業者の 電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合(この場合の 判定は、一般送配電事業者がその原因となる現象が最も著しいと認めた地点で行な います。)には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施 設していただくものとし、とくに必要がある場合には、供給設備を変更し、または 専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。
  - イ) 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
  - ロ) 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
  - ハ) 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
  - 二) 著しい高周波または高調波を発生する場合
  - ホ) その他イ、ロ、ハまたは二に準ずる場合
- (2) お客さまが発電設備を一般送配電事業者の供給設備に電気的に接続して使用される場合は、(1)に準ずるものといたします。また、この場合は、法令で定める技術基準(以下「技術基準」といいます。)、その他の法令等にしたがい、一般送配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。

# 30. 供給の停止

- (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給停止を一般送配電事業者に依頼することがあります。
  - イ) お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合
  - ロ) お客さまの需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物を故意に損傷し、または 亡失して、一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合
  - ハ) 一般送配電事業者の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続を行なった場合
- (2) お客さまが次のいずれかに該当し、当社もしくは一般送配電事業者がその旨を警告しても改めない場合には、当社は、そのお客さまに係る電気の供給停止を一般送配電事業者に依頼することがあります。
  - イ) お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合
  - ロ) 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合

- ハ)契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合
- 二) 低圧電力の場合で、電灯または小型機器を使用されたとき。
- ホ) 28 (需要場所への立入りによる業務の実施) に反して、当社および一般送配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合
- へ) 29 (電気の使用にともなうお客さまの協力) によって必要となる措置を講じられない場合
- ト)41(業務用低圧需給契約の解除・解約)に該当し、需給契約が解除となった場合。
- (3) お客さまがその他この供給約款に反した場合には、一般送配電事業者に、そのお客さまに係る電気の供給停止を依頼することがあります。

#### 31. 供給停止の解除

30 (供給の停止) によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった 事実を解消し、かつ、その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務 を支払われたときには、当社は、すみやかに(次の場合を含みません。)電気の供給を再開 を一般送配電事業者に依頼いたします。

- (1) 非常変災の場合
- (2) 夜間(当社営業時間外をいいます。) の場合で、要員の配置等の事情により、やむを えないとき。
- (3) その他特別の事情がある場合

#### 32. 違約金

- (1) お客さまが30(供給の停止)(2)イから二までに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- (2) (1) の免れた金額は、この供給約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6月以内で当社または一般送配電事業者が決定した期間といたします。

## 33. 供給の中止または使用の制限もしくは中止

- (1) 当社または一般送配電事業者は、次の場合には、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。
  - イ) 異常渇水等により電気の需給上やむをえない場合
  - ロ) 一般送配電事業者の電気工作物に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある 場合
  - ハ) 一般送配電事業者の電気工作物の修繕、変更その他の工事上やむをえない場合

- ニ) 非常変災の場合
- ホ) その他保安上必要がある場合
- (2) (1) の場合には、当社は、あらかじめその旨を当社ホームページ等を通じてお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

#### 34. 制限または中止の料金割引

(1) 当社は、33 (供給の中止または使用の制限もしくは中止) (1)によって、従量電灯および低圧電力に対する電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし、その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は、そのお客さまについては割引いたしません。

# イ) 割引の対象

基本料金(従量電灯Aの場合は最低料金および最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金とし、また、従量電灯Bで最低月額料金の適用を受ける場合は最低月額料金といたします。)といたします。ただし、20(料金の算定)(1)イ、ロの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。

## 口)割引率

1月中の制限し、または中止した延べ日数1日ごとに4パーセントといたします。

- ハ)制限または中止延べ日数の計算 延べ日数は、1日のうち延べ1時間以上制限し、または中止した日を1日として計 算いたします。
- (2) (1)による延べ日数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事 の必要上当社(取次業者がいる場合は取次業者)がお客さまに 3 日前までにお知らせ して行なう制限または中止は、1月につき1日を限って計算に入れません。この場合 の1月につき1日とは、料金の算定期間の1暦日における1回の工事による制限ま たは中止の時間といたします。

## 35. 損害賠償の免責

- (1) 33 (供給の中止または使用の制限もしくは中止) (1)によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社および取次業者の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (2) 30 (供給の停止) によって電気の供給を停止した場合または 41 (業務用低圧需給契約の解除・解約) によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場

合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

(3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

#### 36. 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物、 電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について賠償していた だきます。

(1) 修理可能の場合

修理費

(2) 亡失または修理不可能の場合 帳簿価額と取替工費との合計額

# VI. 契約の変更および終了

# 37. 需給契約の変更

お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、II (契約) に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。契約種別、契約電流、契約容量、および契約電力を変更する場合、契約変更時に当社が承諾した供給日から契約変更後の供給条件を適用いたします。

#### 38. 業務用低圧需給契約の名義変更

相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合、当社指定の手続きを経て、当社が承認した場合、名義変更の手続きが可能です。

#### 39. 業務用低圧需給契約の廃止

- (1) お客さまが電気の使用を廃止しようとされる場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社(取次業者がいる場合は、取次業者)に通知していただきます。当社は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行ないます。
- (2) 需給契約は、41(業務用低圧需給契約の解除・解約)および次の場合を除き、お客 さまが当社(取次業者がいる場合は、取次業者)に通知された廃止期日に消滅いたし ます。

- イ) 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた 日に需給契約が消滅したものといたします。
- ロ) 当社または取次業者の責めとならない理由(非常変災等の場合を除きます。)により需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。
- 40. 業務用低圧需給開始後の需給契約の廃止・変更にともなう料金および工事費の精算
  - (1) 次の場合には、当社は契約の消滅または変更の日に料金および工事費をお客さまに請求いたします。
    - イ)当社との契約開始日に係わらず、他小売電気事業者との契約期間も含め、お客さまが契約容量を新たに設定し、または増加された後、1年に満たないでこれを消滅させる場合は、このことを原因として当社が一般送配電事業者から請求を受けた金額をお客さまに申し受けます。また、当社は、お客さまが契約容量を新たに設定、増加されたことにともない一般送配電事業者からが新たに施設した供給設備について、一般送配電事業者から請求を受けた工事費相当額として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額および手数料を申し受けます。
    - ロ)当社との契約開始日に係わらず、他小売電気事業者との契約期間も含め、お客さまが契約容量を新たに設定、増加された後、1年に満たないでこれを減少しようとされた場合は、このことを原因として当社が一般送配電事業者から請求を受けた金額を申し受けます。また、当社は一般送配電事業者の供給設備のうち契約容量の減少に見合う部分について、一般送配電事業者との差額および手数料をお客さまに申し受けます。
  - (2) 非常変災等、やむをえない理由による場合は、(1)にかかわらず精算いたしません。

#### 41. 業務用低圧需給契約の解除・解約

- (1) お客さまが、以下の各号のいずれかに該当するときは、当社はお客さまとの契約を解除することができるものとし、当該解除によって、お客さまは当社に対して負担する一切の債務につき期限の利益を失うものとし、直ちに債務の全額を一括弁済していただきます。この場合、当社は、契約を解除する15日前までに解除日を明示し、お客さまに対して、契約を解除後、無契約となった場合には電気の供給が止まることおよび、お客さまが希望される場合には、電気を供給することが義務付けられている小売電気事業者又は一般送配電事業者から電気の供給を受けることができることを説明します。
  - イ)30 (供給の停止) によって、電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期 日までにその理由となった事実を解消されないとき。
  - ロ)料金の支払を支払期日より30日遅延し、かつ弊社の督促によっても改善の見込み

がないとき。

- ハ) 約款によって支払うこととなった工事費等を支払われないとき。
- ニ)約款の条項(46(反社会勢力の排除)を含みます)に違反する行為があったと認められる場合およびそのおそれがあるとき。
- ホ) 差押もしくは競売または滞納処分を受けたとき。
- へ) 破産、民事再生その他の法的整理手続きの申立てを受けたとき、または自らこれ らの法的倒産手続きの申立てをなしたとき。
- (2) 当社が、以下の各号のいずれかに該当するときは、お客さまは当社との契約を解除することができるものとします。
  - イ) 約款の条項(46(反社会的勢力の排除)を含みます。)に違反したとき。
  - ロ) 差押もしくは競売または滞納処分を受けたとき。
  - ハ) 破産、民事再生、会社更生その他の法的倒産手続の申立てを受けたとき、または 自らこれらの法的倒産手続の申立てをなしたとき。
- (3) お客さまが、39 (業務用低圧需給契約の廃止) (1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には一般送配電事業者が供給を終了させるための処置を行なった日に契約は消滅するものといたします。

## 42. 業務用低圧需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

# VII. 保安

#### 43. 調査に対するお客さまの協力

- (1) お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、 すみやかにその旨を一般送配電事業者または経済産業大臣の登録を受けた調査機関 (以下「登録調査機関」といいます。)へ通知していただきます。
- (2) 一般送配電事業者は、法令で定めるところにより、お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。なお、係員は、所定の証明書を提示いたします。
- (3) (2)により一般送配電事業者が調査を行なうにあたり、必要があるときは、お客さまの承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。

#### 44. 保安に対するお客さまの協力

- (1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を一般送配電事業者に通知していただきます。この場合には、一般送配電事業者は、ただちに適当な処置をいたします。
  - イ)お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物 に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認 めた場合
  - ロ) お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) お客さまが一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件(発電設備を含みます。)の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を一般送配電事業者に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を一般送配電事業者に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、一般送配電事業者は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

# VIII. その他

#### 45. 工事費等の負担

(1) 供給開始にともなう工事費等の負担

本契約に基づく供給開始にあたって、当社が一般送配電事業者からお客さまにかか わる工事費等の費用負担を求められた場合には、お客さまにその工事費等を負担し ていただきます。

- (2) 契約変更にともなう工事費等の負担 お客さまの契約電力の変更により、当社が一般送配電事業者から工事等の費用負担 を求められた場合には、お客さまにその工事費等を負担していただきます。
- (3) 設備の位置変更にともなう工事費等の負担 お客さまが一般送配電事業者の設備に係わる工事等を一般送配電事業者に依頼し、 当社が一般送配電事業者からその工事費等の費用負担を求められた場合には、お客 さまにその工事費等を負担していただきます。
- (4) 契約電力変更後に本契約を解約または契約電力を再変更する場合の工事費等の負担 お客さまの都合により、一旦契約電力を変更したうえで、さらにお客さまの都合に より中途で本契約を解約し、またはさらに変更した当該契約電力を中途で再度変更 した結果、当社が一般送配電事業者からその工事費等の費用負担を求められた場合

には、お客さまにその工事費等を負担していただきます。

(5) その他工事費等の負担

その他お客さまの都合にもとづく事情により当社が一般送配電事業者から託送供給 等約款にもとづき工事費等の費用負担を求められた場合には、お客さまにその工事 費等を負担していただきます。

(6) 本項目の適用

お客さまの都合によって供給開始に至らないで本契約を解約または変更される場合 であっても本項目の規程が適用されます。

# 46. 反社会的勢力の排除

- (1) 当社およびお客さまは、互いに相手方に対し、約款締結時および将来にわたり、以下の各号の事項を表明し、保証するものとします。
  - イ) 自らまたは自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいいます)、親会社、子会社、または関連会社が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員(以下総称して「反社会的勢力」といいます)のいずれにも該当しないこと。
  - ロ) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、約款の締結および履行をするものではないこと。
- (2) 前項のほか、当社およびお客さまは、互いに相手方に対し、直接または間接を問わず以下の各号に定める行為を行わないことを表明し、保証するものとします。
  - イ) 自らもしくは第三者を利用した、詐術、暴力的行為、脅迫的言辞または法的な責任をこえた不当な要求等の行為
  - ロ) 偽計もしくは威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為
  - ハ) 反社会的勢力から名目の如何を問わず、資本または資金の導入および関係を構築 する行為
  - ニ) 反社会的勢力に対して名目の如何を問わず、資金提供をする行為
  - ホ) 反社会的勢力が当社またはお客さまの経営に関与する行為

### 47. 不可抗力

(1) 不可抗力による免責

お客様および当社は、次に定める不可抗力によって本契約の履行が不可能となった場合、互いに損害賠償責任を負わないこととします。

- イ) 地震等の天災地変が起きた場合
- ロ)戦争、暴動、内乱等、平時の社会生活の営みを困難にする非常事態が生じた場合
- (2) 不可抗力による解約
  - イ)上記(1)で定める不可抗力を原因として本契約の履行ができない場合、お客様

又は当社は本契約の一部又は全部を解約することができます。

ロ)解約に伴う損害については、お客様および当社は互いにに賠償責任を負わないこ ととします。

## 48. 管轄裁判所

本契約にかかわる訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

# 49. 消費税法改正の場合の取り扱い

消費税法が改正された場合、当社は、当該改正消費税法に則り電気料金を計算の上、お客さまから申し受けます。この場合、消費税等相当額および消費税率も改正消費税法によるものとします。

### 50. お客さまに係る情報の取り扱い

- (1) 当社は、基本情報(氏名、住所、電話番号および電力需給契約の契約番号)、および供給(受電)地点に関する情報(託送供給等契約を締結する一般電気事業者の供給区域、離島供給約款対象、供給(受電)地点特定番号、託送契約高情報、接続送電サービスメニュー、力率、供給方式、託送契約決定方法、計器情報、引込柱番号、系統連系設備有無、託送契約異動年月日、検針日、契約状態、廃止措置方法)を、託送供給契約の締結、変更または解約のため、電力需給契約の廃止取次のため、供給(受電)地点に関する情報の確認のため、および電力量の検針、設備の保守・点検・交換、停電時・災害時等の設備の調査その他の託送供給等契約にもとづく一般電気事業者の業務遂行のため、小売電気事業者(取次事業者含む)、一般送配電事業者および電力広域的運営推進機関との間で、お客さまの個人情報を共同で利用することがあります。
- (2) 当社は(1)に記載のお客さまに係る情報を、当社および、取次事業者を含む提携事業者の業務(契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用または料金の請求、アフターサービス業務、その他の当社の契約約款等に係る業務)の遂行上必要な範囲で利用します。また、業務の遂行上必要な範囲での利用には、お客さまに係る情報を当社の業務を委託している者、および銀行等の金融機関に提供する場合を含みます。なお、当該業務遂行にあたり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーとその関連事項に定めます。

#### 51. クーリング・オフ

特定商取引に関する法律(以下、「特商法」といいます。)第2条に定める訪問販売また

は電話勧誘販売で、当社と電気需給契約を締結した場合(取次業者がいる場合は、取次業者と電気需給契約を締結した場合を含みます。以下、本条において同様とする。)、特商法に基づくクーリング・オフの対象となります。但し、お客さまが法人の場合、または営業のために電気需給契約を締結した場合は、この限りではありません。

- (1) お客さまがクーリング・オフを希望される場合には、お客さまが契約書面を受領した日(その前に申し込み内容を記載した書面を受領している場合は、その受領した日) から起算して8日を経過する日までに当社(又は当社の代理人)へ書面による申し出をして頂きます。
- (2) クーリング・オフの効力は(1)の申し出をされたとき(郵便消印日付等)に生じます。
- (3) (1)の申し出によりクーリング・オフが成立した場合、当社と電気需給契約を締結する前の小売電気事業者の電気需給契約に戻る場合は、お客さまから当該小売電気事業者へ連絡をして頂く必要がございます。
- (4) (1) の申し出によりクーリング・オフが成立した場合で、電気供給に必要な工事の準備を開始している等にて原状回復をする必要がある場合には、それに要する費用は当社が負担致します。
- (5) (1)の申し出によりクーリング・オフが成立した場合、当社との電気需給契約に基づく電気供給によりお客さまが得られた利益に相当する金銭、ならびにクーリング・オフに伴い発生する当社の損害に係る金額の支払いをお客さまに請求することはありません。

# 別表

- 1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金
  - (1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 16 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示(以下「納付金単価を定める告示」といいます。) および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

- (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用
  - イ)(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。
- (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定
  - イ)再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次により算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯Aの場合は、最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、最低料金適用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金は、最低料金適用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。
  - ロ) お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。
    - (イ)お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日(お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。)の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第17条第3

項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額(以下「減免額」といいます。)を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

# 2. 燃料費調整

#### (1) 燃料費調整額の算定

## イ) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

# 平均燃料価格= $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$

A=各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格 B=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格 C=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格  $\alpha$ 、 $\beta$ 、 $\gamma$  は各一般送配電事業者エリア別に下記表の通りとする。

	α	β	γ
北海道エリア	0. 4699	0	0. 7879
東北電力エリア	0. 1152	0. 2714	0. 7386
東京電力エリア	0. 197	0. 4435	0. 2512
中部電力エリア	0.0275	0.4792	0. 4275
関西電力エリア	0. 2985	0. 2884	0.43
中国電力エリア	0. 1543	0. 1322	0. 9761
九州電力エリア	0. 149	0. 2575	0.7179

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

#### 口)燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

※各式で用いる $\alpha$ 、 $\beta$ は下記表の通りとする。

(イ)1 キロリットル当たりの平均燃料価格が $\alpha$ 円を下回る場合

燃料費 = 
$$(\alpha - \gamma \beta)$$
 (2)の基準単価   
 調整単価   
  $(\alpha - \gamma \beta)$  (2)の基準単価   
  $(\alpha - \beta)$  1,000

(ロ)1 キロリットル当たりの平均燃料価格がα円を上回る場合

燃料費 
$$=$$
 (平均燃料価格 $-\alpha$ )  $\times$   $\frac{(2)の基準単価}{1,000}$ 

	α
北海道エリア	37, 200
東北電力エリア	31, 400
東京電力エリア	44, 200
中部電力エリア	45, 900
関西電力エリア	40, 700
中国電力エリア	26, 000
九州電力エリア	33, 500

# ハ) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、 その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気 に適用いたします。

(イ)各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
<b>左左1日1日かと9日91日ナ</b> るの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前
毎年1月1日から3月31日までの期間	日までの期間
左年9月1日かと4月90日オズの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前
毎年2月1日から4月30日までの期間	日までの期間
<b>左左り口1 口かと「口21 口するの物間</b>	その年の7月の検針日から8月の検針日の前
毎年3月1日から5月31日までの期間	日までの期間
EE.4010000000000000000000000000000000000	その年の8月の検針日から9月の検針日の前
毎年4月1日から6月30日までの期間	日までの期間

毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の
A 1 0 7 1 1 1 1 0 2 1 7 0 1 1 1 0 0 0 7 7 7 1 1 1	前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の
毎十0月1日から0月31日ましの麹间	前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の
一番中7月1日から9月30日までの期间	前日までの期間
	その年の12月の検針日から翌年の1月の検
毎年8月1日から10月31日までの期間	針日の前日までの期間
左左 0 日 1 日本 2 11 日 20 日子 3 0 世間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日
毎年9月1日から11月30日までの期間	までの期間
左左 10 日 1 日本と 10 日 91 日ナベの押間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日
毎年10月1日から12月31日までの期間	までの期間
F = 1	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間	73/7 0 4 9 0 1 1 1 1 2 2 1 0 1 1 1 0 2 1
(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日ま	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日
での期間)	までの期間

# 二)燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯Aの場合は、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量に口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

# (2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合、次のとおりといたします。

	基準単価/1 キロワット時
北海道エリア	19 銭 3 厘
東北電力エリア	21 銭 7 厘
東京電力エリア	22 銭 8 厘
中部電力エリア	22 銭 9 厘
関西電力エリア	21銭1厘
中国電力エリア	24 銭 1 厘
九州電力エリア	17銭6厘

# 3. 契約負荷設備の総容量の算定

- (1) 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値にもとづき、契約負荷設備の総容量を算定いたします。
  - イ) 電気機器の数が差込口の数を上回る場合差込口の数に応じた電気機器の総容量 (入力) といたします。この場合、最大の入力の電気機器から順次対象といた します。
  - ロ) 電気機器の数が差込口の数を下回る場合電気機器の総容量(入力) に電気機器 の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。
  - (イ)住宅、アパート、寮、病院、学校および寺院
    - 1 差込口につき 50 ボルトアンペア
  - (ロ)以外の場合
    - 1 差込口につき 100 ボルトアンペア
- (2) 契約負荷設備の容量を確認できない場合は、同一業種の 1 回路当たりの平均負荷設備容量にもとづき、契約負荷設備の総容量(入力)を算定いたします。

# 4. 加重平均力率の算定

加重平均力率は、次の算式によって算定された値といたします。

### 5. 契約容量および契約電力の算定方法

14(従量電灯)(3)ニ(ロ)または 15(低圧電力)(4)ロの場合の契約容量または契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率(100パーセントといたします。)を乗じます。

(1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

# 契約主開閉器の定格電流(アンペア) $\times$ 電圧(ボルト) $\times \frac{1}{1,000}$

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトといたします。 (2) 供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流(アンペア) × 電圧(ボルト) × 1.732 ×  $\frac{1}{1.000}$ 

6. 使用電力量の協定

使用電力量を協議によって定める場合の基準は、原則として次によります。

(1) 過去の使用電力量による場合

次のいずれかによって算定いたします。ただし、協定の対象となる期間または過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に契約電流、契約容量または契約電力の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。

イ) 前月または前年同月の使用電力量による場合

前月または前年同月の使用電力量 前月または前年同月の料金の算定期間の日数 なる期間の日数

ロ)前3月間の使用電力量による場合

前3月間の使用電力量 前3月間の料金の算定期間の日数 ※なる期間の日数

- (2) 使用された負荷設備の容量と使用時間による場合 使用された負荷設備の容量(入力)にそれぞれの使用時間を乗じてえた値を合計し た値といたします。
- (3) 取替後の計量器によって計量された期間の日数が10日以上である場合で、取替後の計量器によって計量された使用電力量によるとき。

取替後の計量器によって計量された使用電力量 取替後の計量器によって計量された期間の日数 なる期間の日数

- (4) 参考のために取り付けた計量器の計量による場合 参考のために取り付けた計量器によって計量された使用電力量といたします。なお、 この場合の計量器の取付けは、一般送配電事業者が託送供給等約款にて定める計量 器等の取付け基準に準ずるものといたします。
- (5) 公差をこえる誤差により修正する場合

#### 計量電力量

# 100パーセント+ (±誤差率)

なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の使用電力量を対象として協定いたします。

- イ) お客さまの申出により測定したときは、申出の日の属する月
- ロ) 一般送配電事業者が発見し測定したときは、発見日の属する月

# 7. 日割計算の基本算式

- (1) 日割計算の電気料金の基本算式は、次のとおりといたします。なお、算定された電力量の単位は、1kwhとして、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
  - イ)料金計算が従量料金のみ

# 電力使用量×従量単価

ロ) 基本料金の場合

(イ)基本料金

# 基本料金× 検針期間の日数

(口)電力量料金

# 電力使用量×電力使用量別段階從量単価

日割計算における電力使用量別段階従量単価については下記の通り定める。

# ●通常計算時

	適用範囲	単価
第一段階料金	α kwh まで	X
第二段階料金	α kwh をこえ、 $β$ kwh まで	Y
第三段階料金	β kwh をこえる	Z

# ●日割計算時

	適用範囲	単価
第一段階料金	$lpha$ $$ kwh $\rat{t}$ $\~c$	X
第二段階料金	α´kwh をこえ、 $β$ ´kwh まで	Y
第三段階料金	β´kwh をこえる	Z

	- ∨	使用期間の日数
$\alpha$	$\alpha$ $\times$	検針期間の日数
0.5	0 ×	使用期間の日数
Þ	$\beta$ $\times$	検針期間の日数
γ΄ γ	· · ·	使用期間の日数
	γ×	検針期間の日数

- ハ)日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金(最低料金または定額制供 給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。)を算定する場合
  - (イ)20(料金の算定)(1)イの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ロ)20(料金の算定)(1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数に それぞれの契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分し て算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

- (2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1) イおよび口にいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。
  - イ) 電気の供給を開始した場合

開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の 検針日の前日までの日数といたします。

ロ) 需給契約が消滅した場合

消滅日の直前の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお 知らせした日の前日までの日数といたします。

(3) 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は、(1)イの日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。